

## ほいくの未来応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の保育所等における人材の確保及び定着を図り、もって児童を安心して育てることができる環境の整備に資することを目的に、予算の範囲内において、ほいくの未来応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 市内に所在地を有する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（幼稚園を除く）及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。

(2) 保育士等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18の登録を受けている者

イ 幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（第24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。

以下同じ。）を有する者であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第3号）附則第5条の規定により保育士とみなされるもの

ウ 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）において教育及び保育に従事する場合に

あつては、アの登録を受け、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を有する者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 新規雇用される者であつて、次の要件のいずれにも該当するもの(以下「新規雇用補助対象者」という。)

ア 私立保育所等において新たに保育士等として、雇用される者であること(同一の法人等が運営する市外に所在する私立保育所等において保育士等として従事していた者が異動により私立保育所等に従事することとなつた場合、法人等の役員又は私立保育所等の長として雇用される場合その他これらに準ずる場合並びに私立保育所等の設置に際し雇用される場合を除く。)

イ 保育士等として1日当たり6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務する者又はこれに準ずる者として市長が認める者であること。

ウ 過去に保育士等として雇用されたことがある者にあつては、直近の退職の日から1年以上経過している者であること。

エ この規則による補助金の対象となつたことがない者であること。

オ 新規雇用補助金の申請後、現在の就労施設において2年以上継続して就労する意志があること。

カ 現在の就労先への就職により就労先が費用負担することとなる職業紹介事業者を經由した就労でないこと。

(2) 継続雇用される者であつて、次の要件のいずれにも該当するもの(以下「継続雇用補助対象者」という。)

ア 私立保育所等に勤務する職員のうち、当該年度4月1日時点において、私立保育所等の就業規則に規定する常勤職員の要件を満たす者（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条の規定に基づく短時間勤務職員を含み、1日当たりの勤務時間が6時間未満の者又は1月当たりの勤務日数が20日未満の者を除く。）及び当該常勤職員の要件を満たさない者で、1日当たりの勤務時間が、6時間以上かつ1月当たり20日以上勤務する者、かつ当該年度において6か月以上勤務していること。育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護をおこなう労働者の福祉に関する法律第二条1項）復帰者の継続雇用補助対象者においては、職場復帰した日から起算して3か月以上当該年度において勤務していること。

イ 継続雇用補助対象者の申請後、1年以上継続して就労する意志があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱における補助対象としない。

(1) 市税(延滞金を含む。)の滞納がある者

(2) その他市長が適当でないと認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者の種類に応じて、次の各号に定める額とする。

(1) 新規雇用補助対象者 15万円

(2) 継続雇用補助対象者 5万円

(交付申請及び請求)

第5条 補助金を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、

ほいくの未来応援補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、交付対象者の要件を満たした日から30日以内に、市長へ交付申請及び請求を行うものとする。この場合において、当該請求に係る日は次条による交付決定の日とみなす。

（補助金の交付決定等）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補助金受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき

(2) 不正の手段によって交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長の指示に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付を取り消したときは、ほいくの未来応援補助金交付決定取消通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該者に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、ほいくの未来応援補助金返還命令書（別記様式第4号）により、当該者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。